

# 該非判定情報リスト

株式会社 ミットヨ  
輸出管理推進 部門

- 当リストは、輸出貿易管理令 別表第1における該非判定情報を記載したものです。
  - 輸出令1～15項 対象外: 1項から15項(リスト規制貨物)にて判定すべき項番がないもの。
  - 輸出令16項 該当: 16項(キャッチオール規制貨物)に該当するもの。
- 輸出貿易管理令 別表第2に掲げる貨物に対象項目がなく規制対象外です。
- 当リスト情報は、当社製品の仕様に基づいたものです。お客様にて加工、分解、改造等を施さない場合にのみ有効です。
- 貨物の輸出に際しては、仕向国・需要者・用途等をご確認の上、外為法に基づく許可取得等の必要な手続きをお願いします。
- コードNo. に「KK」が付いている製品(特注品)と「KK」が付いていない製品は、同じ該非判定結果となります。  
例) KK500-702-20 = 500-702-20
- コードNo. に「CM」が付いている製品(特注品)は、ベースNo. とコードNo. が同じ該非判定結果となります。

2026年02月14日付 政省令改正対応

品名	型式(符号)	コードNO.	輸出令 1～15項 該非判定	輸出令 16項 該非判定
ノギス	CD-P15M	500-712-20	対象外	該当
マイクロメータ	GMB-25	124-173	対象外	該当
マイクロメータ	MDH-25MC	293-100-20	対象外	該当
マイクロメータ	TIP/1.5	124-821	対象外	該当
インジケータ	BACK FLAT	191559	対象外	該当
インジケータ	POINT/NEEDLE	101121	対象外	該当
マイクロメータ	PK-1012APX	700-119-30	対象外	該当
内径測定器	CG-35AX	511-701	対象外	該当
内径測定器	ANVIL NO.3	21DZA213C	対象外	該当
高さ測定機器	QMH-600AX	518-242	対象外	該当
ゲージブロック	BM1-76-0MMJIS/DIN/ISO 0	516-950	対象外	該当
形状測定機	SPH-76 STYLUS	12AAA568	対象外	該当
形状測定機	SPH-86 STYLUS	12AAA569	対象外	該当
三次元測定機	MS2-1R12.5 STYLUS	06ABN756	対象外	該当
三次元測定機	MS2-1.5R22.5 STYLUS	06ABN760	対象外	該当
インジケータ	ID-F0550NX	543-853	対象外	該当
インジケータ	DIGIMATIC THICKNESS GAGE/IDC	547-301A	対象外	該当
	..... END OF LIST .....			

**米国輸出管理改革法(ECRA)及び輸出管理規則(EAR)に基づく再輸出規制について**

株式会社 ミットヨ  
輸出管理推進 部門

1. 下記製品の米国再輸出規制は、下表の判定となります。
2. 下記製品は、米国原産の技術又はソフトウェアを直接用いて製造された製品(直接製品)ではありません。

**記**

型式(符号)	コードNo.	米国原産品目	組込比率	ECGN
CD-P15M	500-712-20	組込有	0%	-
GMB-25	124-173	組込無	-	-
TIP/1.5	124-821	組込無	-	-
POINT/NEEDLE	101121	組込無	-	-
PK-1012APX	700-119-30	組込無	-	-
CG-35AX	511-701	組込無	-	-
BM1-76-OMMJIS/DIN/ISO 0	516-950	組込無	-	-
SPH-76 STYLUS	12AAA568	組込無	-	-
MS2-1R12.5 STYLUS	06ABN756	組込無	-	-
ID-F0550NX	543-853	組込無	-	-
DIGIMATIC THICKNESS GAGE/IDC	547-301A	組込無	-	-
..... END OF LIST .....				

**【用語解説】**

- ・組込無 : 米国原産品目の組込がないもの。
- ・組込有 : 米国原産品目の組込があるもの。
- ・米国原産品 : 米国原産品目であるもの。

**【[米国原産品目]組込有[組込比率]0%に関する補足】**

・当該貨物に米国原産品目が組み込まれているが、EAR Supplement No.2 to Part 734 (Guidelines for De Minimis Rules)に基づき、組込比率の算出において除外される品目である場合、0%と示している。

**【注意事項】**

- ・米国再輸出対象品目の輸出(又は役務の提供)に際しては、米政府許可申請等の必要な手続きをお願い致します。
- ・貨物の輸出(又は役務の提供)に際しては、仕向国・需要者・用途等をご確認の上、外為法に基づく輸出(又は役務取引)許可取得等の必要な手続きをお願い致します。
- ・本証明書の内容は、お客様にて改造及びオプションの追加がない場合にのみ有効です。